

「65歳超雇用推進助成金の支給申請の仕組み等」正誤表

頁	正 (平成28年11月8日以降掲載)	誤 (平成28年11月7日までの間掲載)																
6頁	<p>2 (1) 対象となる経費 (中略)</p> <p>③ 支給申請日までに支払いが完了したものであって、提出された書類により支払いの事実が確認できること(手形又は小切手による支払いの場合、支給申請日までに決済が完了したものに限ります。)</p> <p>4 対象被保険者について (中略)</p> <p>表6【対象被保険者の例】 (中略)</p>	<p>2 (1) 対象となる経費 (中略)</p> <p>③ 支給申請日<u>の前日</u>までに支払いが完了したものであって、提出された書類により支払いの事実が確認できること(手形又は小切手による支払いの場合、支給申請日までに決済が完了したものに限ります。)</p> <p>4 対象被保険者について (中略)</p> <p>表6【対象被保険者の例】 (中略)</p>																
12頁	<table border="1" data-bbox="295 831 1093 1370"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="295 831 1093 879">例3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 879 510 1031">実施した制度 (就業規則による継続雇用制度の導入)</td> <td data-bbox="510 879 1093 1031">(改正前)定年60歳、希望者全員継続雇用 65歳、会社が必要と認める者67歳 (改正後)定年60歳、希望者全員継続雇用 67歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1031 510 1257">対象被保険者となりうる者</td> <td data-bbox="510 1031 1093 1257">a) 改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている65歳までの者 b) <u>改正前就業規則の会社が必要と認める者として定年後に引き続き雇用されている65歳から67歳の者</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1257 510 1370">対象被保険者とはならない者(例)</td> <td data-bbox="510 1257 1093 1370">c) 62歳で新たに雇用された者(上記(2)①) d) 58歳から有期契約労働者として働いている61歳の者(上記(2)⑤)</td> </tr> </tbody> </table>	例3		実施した制度 (就業規則による継続雇用制度の導入)	(改正前)定年60歳、希望者全員継続雇用 65歳、会社が必要と認める者67歳 (改正後)定年60歳、希望者全員継続雇用 67歳	対象被保険者となりうる者	a) 改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている65歳までの者 b) <u>改正前就業規則の会社が必要と認める者として定年後に引き続き雇用されている65歳から67歳の者</u>	対象被保険者とはならない者(例)	c) 62歳で新たに雇用された者(上記(2)①) d) 58歳から有期契約労働者として働いている61歳の者(上記(2)⑤)	<table border="1" data-bbox="1124 831 1921 1370"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1124 831 1921 879">例3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1124 879 1361 1031">実施した制度 (就業規則による継続雇用制度の導入)</td> <td data-bbox="1361 879 1921 1031">(改正前)定年60歳、希望者全員継続雇用 65歳、会社が必要と認める者67歳 (改正後)定年60歳、希望者全員継続雇用 67歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1031 1361 1145">対象被保険者となりうる者</td> <td data-bbox="1361 1031 1921 1145">a) 改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている65歳までの者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1145 1361 1370">対象被保険者とはならない者 (例)</td> <td data-bbox="1361 1145 1921 1370">b) <u>改正前就業規則の会社が必要と認める者として継続雇用している66歳の者</u> c) 62歳で新たに雇用された者(上記(2)①) d) 58歳から有期契約労働者として働いている61歳の者(上記(2)⑤)</td> </tr> </tbody> </table>	例3		実施した制度 (就業規則による継続雇用制度の導入)	(改正前)定年60歳、希望者全員継続雇用 65歳、会社が必要と認める者67歳 (改正後)定年60歳、希望者全員継続雇用 67歳	対象被保険者となりうる者	a) 改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている65歳までの者	対象被保険者とはならない者 (例)	b) <u>改正前就業規則の会社が必要と認める者として継続雇用している66歳の者</u> c) 62歳で新たに雇用された者(上記(2)①) d) 58歳から有期契約労働者として働いている61歳の者(上記(2)⑤)
例3																		
実施した制度 (就業規則による継続雇用制度の導入)	(改正前)定年60歳、希望者全員継続雇用 65歳、会社が必要と認める者67歳 (改正後)定年60歳、希望者全員継続雇用 67歳																	
対象被保険者となりうる者	a) 改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている65歳までの者 b) <u>改正前就業規則の会社が必要と認める者として定年後に引き続き雇用されている65歳から67歳の者</u>																	
対象被保険者とはならない者(例)	c) 62歳で新たに雇用された者(上記(2)①) d) 58歳から有期契約労働者として働いている61歳の者(上記(2)⑤)																	
例3																		
実施した制度 (就業規則による継続雇用制度の導入)	(改正前)定年60歳、希望者全員継続雇用 65歳、会社が必要と認める者67歳 (改正後)定年60歳、希望者全員継続雇用 67歳																	
対象被保険者となりうる者	a) 改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている65歳までの者																	
対象被保険者とはならない者 (例)	b) <u>改正前就業規則の会社が必要と認める者として継続雇用している66歳の者</u> c) 62歳で新たに雇用された者(上記(2)①) d) 58歳から有期契約労働者として働いている61歳の者(上記(2)⑤)																	